

資料 1

県民文化芸術ひろば企画・運営業務委託に係る企画提案募集要項

この「企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）は、山梨県が実施する県民文化芸術ひろば企画・運営業務（以下「業務」という。）の委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 目的・趣旨

山梨県では平成30年12月に「山梨県文化芸術基本条例」を制定し、県民の文化芸術についての関心と理解を深め、文化芸術の振興等に積極的に取り組む意欲を高めるため「やまなし文化芸術推進月間」（以下「月間」という。）を設け、月間の趣旨にふさわしい事業を実施することとしている。

本業務は、県内で文化芸術活動に取り組む若者の発表機会を創出するとともに、こうした若者をはじめとする多くの県民に、県内の伝統的な文化芸術の一つである民俗芸能に触れる機会を提供することにより、県の文化芸術活動を活性化させることを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、企画・提案、イベントの運営等について、専門的知識や経験を有する事業者へ委託することとし、この事業者を選定するにあたり、企画提案を募集するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

県民文化芸術ひろば企画・運営業務

(2) 業務の仕様等

資料2「県民文化芸術ひろば企画・運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年12月25日（金）まで

(4) 予算額（委託予定額）

金4,620,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）以内

3 応募資格

応募できるのは、次にあげる条件を全て満たす業者とする。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立

てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ この公告の日から契約までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

オ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 常に連絡が取れ、必要な都度、面談ができるスタッフを配置できること。

(3) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。

4 企画提案応募等に関する事項

(1) 日程

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ① 公告日 | 令和2年7月31日（金） |
| ② 募集要項等の交付開始日 | 令和2年7月31日（金） |
| ③ 企画提案応募資格確認申請書の提出期限 | 令和2年8月11日（火） |
| ④ 企画提案に係る質問の受付期限 | 令和2年8月17日（月）まで |
| ⑤ 企画提案書等の提出期間 | 令和2年8月20日（木）から
令和2年8月26日（水）まで |
| ⑥ 採用業者の決定 | 令和2年9月上旬頃を予定 |

(2) 募集要項等の交付

山梨県ホームページからダウンロードすること。

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出

① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するために、企画提案応募資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。

② 申請書の提出期限及び場所

[提出期間] 令和2年7月31日（金）～令和2年8月11日（火）

持参の場合は、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

[提出場所] 〒400-8501山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁防災新館3階
山梨県観光文化部文化振興・文化財課文化企画・施設担当
電話055-223-1790

③ 申請書の提出は、持参または郵送（必着）によるものとする。

④ 申請書には次の書類を添付して提出すること。

ア 誓約書（様式2）

イ 役員名簿（様式3）

ウ 山梨県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

⑤ 提出期限までに県が申請書を受理できない場合は、応募資格は受けられず、応募することはできない。

⑥ 応募資格確認結果は、全ての申請者に対して郵送にて通知する。

⑦ 応募資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和2年8月24日（月）午後5時までに山梨県知事宛の書面（様式自由）を②に示す提出場所に持参するものとする。ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。理由は書面により回答する。

⑧ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（4） 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は県民文化芸術ひろば企画・運営業務企画提案質問書（様式4）により受け付ける。

① 受付期間：令和2年7月31日（金）から令和2年8月17日（月）午後5時まで

② 提出方法：電子メール。なお、メール送信後は様式4記載の連絡先に電話にて受信確認をすること。

③ 回答方法：質問に関する回答は日本語にて一覧形式で作成し、県ホームページに掲載する。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和2年8月19日（水）午後5時とする。

（5） 企画提案書等の提出

① 提案者は、次のアからエまでの書類（以下「企画提案書等」という。）7部（正本1部、副本6部）を持参または郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2 委託業務の概要（4）予算額（委託予定額）」を超えないものとする。

ア 企画提案書

A4判左綴じで、文字の大きさは10ポイント～12ポイントとし、横書き、15ページ以内で作成すること。（その他提出書類は除く）ただし図表については必要に応じてA3判とすることができる。（A3は2ページ扱いとする）また評価項目である1）～5）については立項し、企画提案書に記載すること。

1）提案内容1（コンセプト）

2）提案内容2（企画・演出）

・企画案・演出方法

・当日のプログラム案

・イベントの生中継案

3）提案内容3（会場設営）

・会場レイアウト案（テント・机・イスおよびステージ看板やスケジュールパネル等の付設掲示物について種類・数・設置箇所等詳細に記載すること。また、感染症対策についても記載すること。）

・屋外イベントにおける留意事項への対応方法（天候、事業内容、安全面、障害者への配慮等）

4) 提案内容 4（広報・周知）

・広報媒体や周知方法の提案

5) 提案内容 5（運営）

・開催までのスケジュール案

・当日の運営スケジュール及び人員配置案

6) 提案内容 6（感染症対策）

・会場レイアウト以外における感染症対策の実施方法の提案

イ 法人の概要書

様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

ウ 業務実施体制表（様式 5）

これまでの類似業務実績、当該業務に関わるスタッフ等の見込みについて記載すること。なお、スタッフ、類似業務実績の行の追加は可とする。

エ 経費見積書

A 4 判で、様式は任意とする。積算根拠は項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

② 企画提案書等の提出期間

[提出期間] 令和 2 年 8 月 2 0 日（木）から令和 2 年 8 月 2 6 日（水）

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

[提出場所] 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁防災新館 3 階
山梨県観光文化部文化振興・文化財課文化企画・施設担当
電話 055-223-1790

③ 提出期間内に山梨県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは、撤回をすることができないものとする。

(6) 企画提案の無効

「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 募集要項の規定に反した提案

② 「2 委託業務の概要（4）予算額（委託予定額）」を超える提案

- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ 応募資格確認結果で、企画提案書の提出を認められた以外の者が提出した提案
- ⑤ 辞退届を提出した者が提出した提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 提出された企画提案書等で審査を行う。
- (2) 審査基準は別紙「審査基準」のとおりとする。
- (3) 審査を基に山梨県が第1順位の委託候補者を決定する。
- (4) 審査の結果については、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、山梨県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

7 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ なお、提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、全て提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「3応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を

認めないことがある。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、山梨県は、本業務を変更または実施しないことがある。実施しないことの決定が契約締結前である場合、県は審査の結果にかかわらず、契約先候補者との契約を締結しない。

本業務を変更することの決定が契約締結後である場合、県は契約の相手方と協議の上、必要に応じて委託金額を変更し、変更契約を締結する。

本業務を実施しないことの決定が契約締結後である場合、県は契約を解除することができる。解除までに契約の相手方が支出した費用については、県と契約の相手方が協議して定めた額を支払うものとする。